

自転車安全条例施行へ

宝塚市が来月から、県内初



自転車事故の割合が増加傾向の宝塚市。条例を制定し、安全運転を求める

昨年、同市内で発生した人身事故985件のうち、自転車関連は240件。割合は24・4%に上り、県内平均(22・9%)を上回る。狭い歩道を走る自転車が目立ち、市は条例で運転マナー向上を進めることとした。

条例では、利用者の責務として「歩行者のそばを通行するときは徐行、または押して歩いた」など、整備に努めることを定める。また保護者に対し、子どもへの安全運転の指導を求める。罰則は設けない。

一方、市側も、安全に配慮した道路環境の整備や危険運転者への指導、損害賠償責任保険の加入促進などに取り組むことが盛り込まれている。

マナー啓発、罰則なし

宝塚市は10月1日から、「自転車の安全利用に関する条例」を施行する。近年、同市内では自転車に関わる交通事故の割合が増加。条例で自転車利用者の責務を定め、携帯電話使用や傘差し運転の禁止など、道路交通法の順守を求める。罰則規定はないが、自転車の安全運転を定めた条例は県内初。

(松本大輔)

宝塚市は今後、宝塚「市民から『危ない目にあった』という声も受署などと協力し、事故多発地域を中心に対策を検討する。同市防犯交通安全課は「高齢の」

① 宝塚市が、自転車の安全利用に関する条例を新たに定めた理由は何ですか？

② 条例では、自転車利用者の責務として、どのようなことを求めていますか。

③ この記事を読んでどう思いましたか。感想を書きましょう。

学校名)
名 前)

)
年

！ 学びポイント

- ・自転車に乗る時に守らなくてはならないことを確認しましょう
- ・お家の人によく言われていることや、決めていることは？
- ・自転車に乗っていて危険を感じたことはないですか？考えてみましょう。